

クラブ・サークルなどの課外活動指針

令和4年(2022年)6月更新
滋賀県立大学学生支援センター

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向となっておりますが、下げ止まりとはならず、本学生の新規感染者も少なからず出ています。課外活動においては、新入部員を迎え、活動が一層活発となってくる時期となります。特にこれまでの経験から感染リスクが大きいことが明らかとなっている会食・懇談については、引き続き最大限の注意が必要です。

なお、令和3年(2021年)3月4日付の「クラブ・サークルなどの課外活動指針」については、感染対策に対して必要な事項を定めたものであるため、原則継続して適用しますが、令和3年9月30日以降、滋賀県においては、緊急事態宣言およびまん延防止措置が適用されていなくことを鑑み、活動の基準を一部変更して運用することとします。

引き続き、感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)の徹底や、三つの密(密集・密接・密閉)の回避策などの感染防止対策を徹底した上で活動するようにしてください。特に公式戦や部主催の行事等においては、部内に感染者が発生した場合、出場停止等の扱いになることもあるので、日頃の活動から十分に注意してください。

なお、今後、状況等に応じ、運用を見直すことがあります。

【令和4年6月1日以降の課外活動について】

(1) 共通事項

- ① 参加する学生は、大学が実施する感染拡大防止対策(「新しい大学生生活ガイド」等参照)を十分理解した上で活動を行うこと。
- ② 各団体は、参加する学生とその健康状態を把握した上で活動し、発熱や風邪症状など体調不良者は参加させないこと。
- ③ 各団体の活動内容により、感染拡大防止策が異なるため、日頃より感染拡大防止策について十分に検討し、活動に反映させること。
- ④ 活動後の大人数、団体での打上げやコンパなど、感染リスクが高まる行為は、行わないこと。少人数で会食をする場合は、滋賀県のガイドラインに従い、認証店舗を利用のうえ、マスク会食、短時間で済ますなど感染リスクを下げる工夫をし、「もしサポ滋賀」の登録をすること。

(2) 練習・ミーティングなど

- ① 活動前後には、必ず石鹸による手洗い、アルコールなどで確実に手指消毒すること。
- ② 換気の悪い狭い場所での大声の会話は控えること。特に部室や更衣室等の利用時や集団での移動時は、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。

なお、マスクを着用しての運動は、十分な呼吸ができなくなることや、熱中症の危険が

あることから、感染防止対策を取った上で適宜、マスクを外し、休憩すること。

- ③ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守して活動すること。
- ④ 各施設の使用制限（収容率）については、大学講義時の基準に準拠することとする。座席のない施設等の収容率については、身体的距離を確保（最低1 m程度）できる人数を目安として、密を避けるようにすること。
- ⑤ 講義室の使用にあたっては、「施設・設備使用願」により必ず事前承認を受けるとともに、45分に一度は必ず換気すること。また使用した机やイス、機器等は、各団体で消毒すること。

（3）施設の利用

- ① 学外施設を使用する場合は、その施設が定める感染対策を遵守すること。
- ② 許可された施設以外は使用しないこと。
- ③ 学生ホールでのライブ等は、飲食スペース確保の観点から引き続き禁止とするが、休日等で通常の利用がない場合に限り、許可することがある。
- ④ 部室棟前などでのBBQは、引き続き、当面の間は許可しない。

（4）対外試合、演奏会・ライブなどの主催イベント

- ① 対外試合や合同練習を実施する際には、参加する大学等における感染対策、ガイドラインを事前に確認したうえで、必要な感染防止対策を講ずること。
- ② 加盟団体の公式戦など学外で活動する場合は、事前に「学外活動届」を提出し、大学の許可を得ること。
また、許可された場合は、本学の活動方針と併せて、主催者が定める感染防止対策等にも従い行動すること。
- ③ 不特定多数の者が集まる演奏会などの主催イベントは、その都度、集会届・イベント企画書を提出し、大学の許可を得ること。
- ④ 宿泊を伴う合宿・遠征を行う場合は、必要最低限の人数・日数とし、事前に「学外活動届」を提出し、大学の許可を得ること。宿泊にあたっては、各自治体のガイドラインを遵守するとともに、宿泊先の感染防止対策を十分に確認すること。また、原則、個室を利用するなど感染症対策を十分に講ずること。